

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 22 号
- 3 事業名 山岡下手向浄水場ろ過水量調節機取替工事
- 4 事業場所 山岡町下手向浄水場
- 5 事業概要 緩速ろ過池用手動式水量調節機取替 N=3基
- 6 工期 令和元年7月9日 ~ 令和 2年1月31日
- 7 請負代金額 9,460,000 円
- 8 契約締結日 令和元年7月9日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区藤江町三丁目 1 6 3 番地
名称 (株)磯村 名古屋営業所
所長 河井 克至
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

別紙 7

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>山岡下手向浄水場緩速ろ過池のろ過水量調節機は、昭和 63 年に設置したものであり、現在、一部破損やろ過水量調整に狂いが生じ、更新が必要である。</p> <p>ろ過調節機の選定にあたって、市内の各緩速ろ過浄水場は、ほとんどが株式会社磯村製であり、操作の統一を図り、適切な管理を行うため、同一製品を扱う株式会社磯村と随意契約を締結したい。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 22 号
- 3 事業名 アクアパーク恵那峡中央監視装置更新工事
- 4 事業場所 恵那市 大井町
- 5 事業概要 中央監視装置更新 N=1式
- 6 工期 令和元年7月19日 ~ 令和元年9月27日
- 7 請負代金額 14,580,000 円
- 8 契約締結日 令和元年7月11日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 中野 順
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約とする理由

特環恵那峡処理区の終末処理場（アクアパーク恵那峡）にある中央監視装置は、供用開始から 17 年経過し老朽化が進み、機器の部品供給が困難となったため、中央監視装置の更新を行うものである。（耐用年数 15 年）

既存の監視システムは N T T 専用回線を用い、恵那市浄化センター内の専用監視装置で監視している。今回更新する中央監視装置は、Web クラウドを利用した広域監視システムとなり、関係者がインターネット上で場所と時間を選ばずリアルタイムの施設運転情報が監視出来るようになり、緊急時や不測の事態にも迅速な対応が可能となる。

平成 30 年度事業より明智浄化センターの中央監視装置を Web クラウド上で監視できるメタウォーター(株)が開発した中央監視システムに更新しており、今後各浄化センターの更新時期を迎えた中央監視装置は下水道施設監視装置整備方針に基づき順次移行する予定である。

更新する中央監視システムは、メタウォーター(株)が開発したシステムであり、その移行作業は他の者では行う事が出来ず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に規定する『契約の性質又は、目的が競争入札に適さないもの』に該当するため。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 40 号
- 3 事業名 恵那市リサイクルセンター 二方締圧縮機修繕
- 4 事業場所 長島町久須見 恵那市リサイクルセンター
- 5 事業概要 刃物（取付ボルト含む）1セット、本体底版ライナー1枚、主押箱底版ライナー1枚、オイルクーラー1台、油圧作動油800L、オイルエレメント1個
- 6 工期 令和元年7月12日 ~ 令和 2年1月31日
- 7 請負代金額 2,618,000 円
- 8 契約締結日 令和元年7月12日
- 9 契約相手方 住所 埼玉県草加市稻荷2-1-14
名称 (株)北町機械
代表取締役 佐々木 勲
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙（随意契約理由書）のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 (株)北町機械 代表取締役 佐々木 勲

住所 埼玉県草加市稻荷 2-1-14

理由

- 1) 本施設の二方締圧縮機は、(株)北町機械が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。
- 2) 当該圧縮機は(株)北町機械製であるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店がないため、遠方ではあるが、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) (株)北町機械は、緊急時の即時対応が可能である。
- 5) 恵那リサイクルセンターの過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行う二方締圧縮機補修修繕は、限られた時間内での修繕、前年度の点検等の状況を比較・診断を行い、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)北町機械以外では困難であることから随意契約を行うものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
 - 2 施行番号 契エコ 第 43 号
 - 3 事業名 恵那市リサイクルセンター 破碎設備 制御盤修繕
 - 4 事業場所 長島町久須見 恵那市リサイクルセンター
 - 5 事業概要 破碎機制御盤200V×4P 1台、磁選機制御盤200V×4P 1台
 - 6 工期 令和元年7月12日 ~ 令和元年12月25日
 - 7 請負代金額 5,280,000 円
 - 8 契約締結日 令和元年7月12日
 - 9 契約相手方 住所 愛知県大府市横根町惣作 2 0 8
名称 (株)新居浜鉄工所
代表取締役 森實 建介
 - 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙(随意契約理由書)のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 (株)新居浜鉄工所 代表取締役 森實 健介

住所 愛知県大府市横根町惣根 208

理由

- 1) 本施設の制御盤は(株)新居浜鉄工所が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。
- 2) 当該制御盤は(株)新居浜鉄工所製のものであるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店がないため、遠方ではあるが、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) (株)新居浜鉄工所には機器の在庫があり、緊急時の即時対応が可能である。
- 5) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行う制御盤の修繕は、限られた時間内での修繕、前年度の点検等の状況を比較・診断を行い、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)新居浜鉄工所以外では困難であることから随意契約を行うものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 23 号
- 3 事業名 竹折浄化センター機器修繕
- 4 事業場所 恵那市 武並町 竹折
- 5 事業概要 自動スクリーン修繕（部品取替）N=1式、汚泥供給ポンプ交換
N=1台、返送汚泥ポンプ修繕（部品取替）N=2台
- 6 工期 令和元年7月22日 ~ 令和元年9月20日
- 7 請負代金額 3,672,000 円
- 8 契約締結日 令和元年7月22日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308
名称 東海環境事業（株）
代表取締役 玉川 福和
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

下記の理由により随意契約を行います。

関係法令

- 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

随意契約理由

1. 下水道法整備に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法（合特法）に基づき恵那市と東海環境事業（株）との間で「合理化協定」が平成 9 年 3 月 26 日に締結された。21 年を経過し、平成 29 年 3 月 28 日付けで調印した「合理化協定に基づく転換業務確認書」で転換支援業務として下水道施設維持管理業務が記載されている。
2. 平成 31 年度の竹折浄化センターを含む特環竹折処理区維持管理業務委託を東海環境事業（株）と契約しており、浄化センターの管理業務過程で作業が発生するため随意契約を交わりたい。

見積方法

- 1 社見積

入札方法

- 特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 42 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 ごみクレーン点検整備工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町 久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 年次点検・整備 クレーン台数 2基 横行・走行給電ケーブル交換 A号 1基
- 6 工期 令和元年7月24日 ~ 令和 2年1月31日
- 7 請負代金額 11,165,000 円
- 8 契約締結日 令和元年7月24日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7
名称 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)
代表取締役 池田 麻由
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙(随意契約理由書)のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 池田 麻由

住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2067

理由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラルサービス(株)が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 4) 関ヶ原からエコセンター恵那までは車で約1時間半の距離であり、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 5) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)には大型機械加工設備(NC中操り加工機、門幅3m5面加工機等)が整っており、大型機器の対応が可能である。
- 6) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行うごみクレーンの点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断等を行うもので、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している関ヶ原ゼネラル・サービス(株)以外では困難であることから随意契約を行いたい。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 44 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町 久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 破袋機（回転刃交換 2 回、スパーサー交換 1 回）、一次破碎機（ハンマー交換 2 回）、二次破碎機（回転刃・固定刃交換 2 回）、熱風炉（バーナー部品交換）、脱臭炉（点検）、成形機整備、目録点検業務、脱臭バーナー整備、R D F 冷却装置整備
令和元年7月25日 ~ 令和 2年3月25日
- 6 工期
- 7 請負代金額 87,725,000 円
- 8 契約締結日 令和元年7月25日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス（株）
代表取締役社長 横山 朝彦
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙（随意契約理由書）のとおり

随意契約理由書

「ごみは資源」であるとの循環型社会の基本理念に基づき、RDF を産業界に供給するにあたり、RDF の顧客ニーズに対応したエネルギーとしての形状及び品質安定性、かつ継続的供給能力を担保するために、RDF 供給者側の視点に基づく、RDF 製造プラントの機能保持が重要な事項となる。

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し、RDF 製造施設に変更をした。変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。

本工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある、JFE 環境サービス（株）が設計、施工を行った。

今回、定期修繕工事は RDF 製造機器の延命を図ること及び、RDF 製造の安定を目的とし施工をすることから、当初施工業者でないと、技術的に不可能である。

上記理由により、当初施工を行った JFE 環境サービス(株)と随意契約を締結したい。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 46 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設経年劣化工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町 久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 機械設備工事（一次磁選機更新、No. 1・2 破袋物コンベヤ更新改造、磁性物コンベヤ更新） 電機節部工事（No. 1・2 破袋物コンベヤ現場操作盤更新、磁性物コンベヤ現場操作盤更新）
- 6 工期 令和元年7月30日 ~ 令和 2年3月25日
- 7 請負代金額 112,200,000 円
- 8 契約締結日 令和元年7月30日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 中野 順
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 中野 順

住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設です。この施設は、特殊技術や設備が多数存在し、メンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者である(株)栗本鐵工所がメンテナンスを行っていた。その後、平成20年10月に(株)クリモトテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモトテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

今回行う経年劣化工事は既設設備の延命を目的としているため専門的知識が必要である。技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では技術的に不可能であるので随意契約を行いたい。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 48 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町 久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 脱臭排ガス用空気圧縮機 減温塔用空気圧縮機 計装用空
気圧縮機 雑用空気圧縮機 窒素ガス発生装置 点検整
備 - 1 点検整備 - 2 点検整備 - 3 清掃
- 6 工期 令和元年8月8日 ~ 令和 2年3月19日
- 7 請負代金額 34,100,000 円
- 8 契約締結日 令和元年8月8日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 中野 順
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙理由書のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 中野 順

住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設である。この施設は、特殊技術や設備が多数存在し、メンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者である(株)栗本鐵工所がメンテナンスを行っていた。その後、平成20年10月に(株)クリモトテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモトテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

今回行う各機器の点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では技術的に困難であることから随意契約を行いたい。

随意契約報告書

- 1 担当課 生涯学習課
- 2 施行番号 契教生 第 59 号
- 3 事業名 広重美術館入退室・中央監視システム更新工事
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 入退用機器材料費、中央監視用機器材料費、エンジニアリング費、工事費、諸経費
- 6 工期 令和元年8月9日 ~ 令和元年9月30日
- 7 請負代金額 5,292,000 円
- 8 契約締結日 令和元年8月9日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県岐阜市橋本町 2 - 2 0
名称 三菱電機ビルテクノサービス(株) 中部支社 岐阜支店
支店長 浅井 昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

施工番号 教生第 59 号
事業名 広重美術館入退室・中央監視システム更新工事
施工場所 恵那市大井町 地内
施工期間 契約の日から令和元年 9 月 30 日
契約の相手方 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 岐阜支店
岐阜県岐阜市橋本町 2-20

随意契約とした理由 地方自治法施行令第 167 号の 2 第 1 項第 6 号
競争入札が不利な場合に該当

中山道広重美術館の入退室・中央監視システムは、平成 12 年度の建築当初から現在までトラブルなく使用してきたが、今回、年数経過による保守部品の供給終了のため、システム機器を更新する工事である。既設のシステムは三菱電機ビルテクノサービス株式会社製であり、本事業者が施工することで、工事に係る配線などの調査費及び、配線の流用が可能となることから、配線の撤去・新設費用が不要となる。また、それにより工期も短縮可能となる。これは地方自治法施行令第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき、に該当する。

以上の理由から、既存設備について熟知している同事業者と随意契約するものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 子育て支援課
- 2 施行番号 契医子 第 48 号
- 3 事業名 岩邑小学校食堂空調設備設置工事
- 4 事業場所 岩村町岩邑小学校
- 5 事業概要 エアコン設置工事（床置型 4 組）、冷媒配管一式、ドレン配管一式、保温工事一式
- 6 工期 令和元年8月23日 ~ 令和元年9月30日
- 7 請負代金額 6,480,000 円
- 8 契約締結日 令和元年8月23日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市山岡町下手向 5 5 5
名称 山岡電気工事（株）
代表取締役 伊藤 三津夫
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

施行番号 契医子第48号
件名 岩邑小学校食堂空調設備設置工事
施行場所 恵那市岩村町 岩邑小学校地内
施行期間 契約日から令和元年9月30日
相手先 山岡電気工業株式会社

随意契約理由

岩邑小学校食堂の空調設備設置工事については、現在施工中である岩邑小学校教室の空調設備設置工事の電気設備に本体を接続する作業が伴うため、本工事については、教室空調設備設置工事と同一の事業者が行うことで、作業を迅速かつ正確に行うことが期待でき、かつ、工事発注時における共通仮設費等の諸経費の削減効果が期待できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札が不利な場合）に該当し、随意契約とする。

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

随意契約報告書

- 1 担当課 危機管理課
- 2 施行番号 契総危 第 43 号
- 3 事業名 防災行政無線設備(移動系) デジタル化事業
- 4 事業場所 恵那市
- 5 事業概要 基地局無線送受信装置 6、運用管理装置、遠隔マイク 1 1、空中線(カシオト型、スリーブ型 4、2 段コリニア型)、混信対策フィルタ 6、無線送受信装置(半固定型 32、車載型 64、携帯型 66)、同軸避雷器 32、半固定局用空中線 32、車載用空中線 64 ほか
- 6 工期 令和元年 9 月 6 日 ~ 令和 3 年 1 月 20 日
- 7 請負代金額 100,751,200 円
- 8 契約締結日 令和元年 9 月 6 日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町字土々ヶ根 2 6 2 8 - 9
名称 中央電子光学(株) 東濃支店
支店長 土本 裕志
- 10 契約相手方の選定理由
167 条の 2 第 1 項第 8 号 落札者がない場合に該当

指名競争入札を実施したが、応札が 1 社のみで入札中止となったため。

随意契約理由書

危機管理課

施工番号 契総危第 43 号

事業名 防災行政無線設備(移動系) デジタル化事業

工期 令和元年 9 月 6 日～令和 3 年 1 月 20 日

相手方 恵那市大井町字土々ヶ根 2 6 2 8 ー 9
中央電子光学(株) 東濃支店
支店長 土本 裕志

随契理由 当事業については、指名競争入札に付したが、入札者が 2 社に達しないため入札が中止となった。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号「落札者のない場合」に該当し、かつ、入札に参加した業者の工事費内訳書が適正であるため、同業者と随意契約とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（農集）
- 2 施行番号 契農集 第 17 号
- 3 事業名 農集 小田子2号MP 圧送管閉塞緊急対応
- 4 事業場所 恵那市 上矢作町 小田子
- 5 事業概要 汚水汲み取り作業 N=1箇所（小田子2号MP）
- 6 工期 令和元年9月13日 ~ 令和元年10月4日
- 7 請負代金額 2,630,100 円
- 8 契約締結日 令和元年9月13日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県中津川市千旦林1173-1
名称 ケイナンクリーン（株） 中津川支社
代表取締役 近江 則明
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

関係法令

- 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 5 号
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

随意契約理由

- 小田子 2 号マンホールポンプの圧送管にて管渠閉塞が発生し、汚水の流出防止のため早急な汚水汲み取り作業を実施するものである。
下記理由により、ケイナククリーン（株）中津川支社が作業を実施する。

業 務 名：平成 31 年度 契農集第 5 号 農集 下・小田子処理区 MP 維持管理業務委託

履行期間：平成 31 年（2019）4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

受 注 者：ケイナククリーン（株）中津川支社

仕 様 書：（抜粋）

（緊急時の体制）

第 1 0 条 受託者は、台風、大雨、落雷及び下水道処理施設機能等に重大な支障を生じた場合等に備え、従業員の非常召集ができる体制を確立しておくとともに、予め体制を委託者に届け出なければならない。

上記のとおり、ケイナククリーン（株）中津川支社は緊急時の体制が確立できているため業務を依頼する。

見積方法

- 1 社見積

入札方法

- 特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 危機管理課
- 2 施行番号 契総危 第 39 号
- 3 事業名 音声告知センター装置更新事業
- 4 事業場所 恵那市
- 5 事業概要 音声告知センター装置更新、音声合成システム導入、旧設備撤去
- 6 工期 令和元年9月20日 ~ 令和 2年3月31日
- 7 請負代金額 33,963,600 円
- 8 契約締結日 令和元年9月20日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野 4 4 9 - 1 3
名称 (株)アミックスコム
代表取締役 伊藤 義仁
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

随意契約理由書

番 号 契総危第 39 号

業 務 名 音声告知センター装置更新事業

場 所 恵那市

業務期間 令和元年 9 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

相 手 先 株式会社アミックスコム

随意理由 市は、音声告知システムでのセンター装置から音声告知器まで、現在アミックスコムに運用及び保守を委託している。また、センター装置はアミックスコムに設置しており、ここから市内の各戸へ配信を行っている。

このセンター装置を現メーカー（シンクレイヤ）製以外に更新する場合、各戸へ配置している音声告知器も交換することになる為、他メーカーの装置を入れることは、コストの面からも現実的ではない。

当該システムに関して現メーカーと連携した運用と機器の取り扱いができるのはアミックスコムのみである

音声告知システムについて

音声告知システムは、センター装置から各家庭や事業所に設置する音声告知器に、行政情報や防災情報、地域イベントなどを音声配信するものである。

このセンター装置は導入から 12 年が経過し、機器の対応年数を大きく超えていることから故障による障害の危険性を抱えている。

故障した場合、設置している音声告知器に情報配信が出来なくなり、重要な防災情報等が届けられない事で、住民生活に影響を与える可能性がある。

以上により、当該相手先しか総合的な業務が行えないため地方自治法施行令第 167 条の 2 の 1 第 2 項（競争入札に適さない）により随意契約とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 55 号
- 3 事業名 リサイクルセンター 破碎機破碎刃交換及び点検等修繕
- 4 事業場所 長島町久須見 恵那市リサイクルセンター
- 5 事業概要 破碎刃21枚、スペーサ24枚、ベアリング 2 個、ダストシール 2 個
- 6 工期 令和元年10月1日 ~ 令和 2年1月31日
- 7 請負代金額 4,400,000 円
- 8 契約締結日 令和元年9月24日
- 9 契約相手方 住所 愛知県大府市横根町惣作 2 0 8
名称 (株)新居浜鉄工所
代表取締役 森實 建介
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙(随意契約理由書)のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 (株)新居浜鉄工所 代表取締役 森實 健介

住所 愛知県大府市横根町惣根 208

理由

- 1) 本施設の破砕機は(株)新居浜鉄工所が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。
- 2) 当該破砕機は(株)新居浜鉄工所製の破砕機であるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店がないため、遠方ではあるが、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) (株)新居浜鉄工所には破砕刃の在庫があり、緊急時の即時対応が可能である。
- 5) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行う破砕刃の交換等整備修繕は、限られた時間内での修繕、前年度の点検等の状況を比較・診断を行い、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)新居浜鉄工所以外では困難であることから随意契約を行うものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 29 号
- 3 事業名 飯地浄水場次亜注入ポンプ更新工事
- 4 事業場所 飯地町
- 5 事業概要 膜逆洗次亜ポンプ更新 N=2台、後次亜注入ポンプ更新 N=2台
- 6 工期 令和元年9月27日 ~ 令和元年10月31日
- 7 請負代金額 3,300,000 円
- 8 契約締結日 令和元年9月27日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

施行番号 水工第 29 号

業務名 飯地浄水場次亜注入ポンプ更新工事

随意契約理由

飯地浄水場の膜ろ過設備はオルガノ独自の膜ろ過設備である。

今回の業務は既存膜ろ過設備の逆洗次亜ポンプおよび後次亜注入ポンプ更新工事であり、この設備に精通しており、また、水道水を供給しながら実施しなければならないため、管理を行っているオルガノプラントサービス(株)と契約することが必要である。

上記理由により、地方自治方施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当するため、オルガノプラントサービス(株)と随意契約を締結したい。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 30 号
- 3 事業名 中野方浄水場シーケンサ更新工事
- 4 事業場所 恵那市中野方町
- 5 事業概要 膜ろ過機械設備シーケンサ更新 N=1式
- 6 工期 令和元年9月27日 ~ 令和 2年3月20日
- 7 請負代金額 7,700,000 円
- 8 契約締結日 令和元年9月27日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙理由書のとおり。

随意契約理由

施工番号 水工第30号

業務名 中野方浄水場シーケンサ更新工事

随意契約理由書

中野方浄水場の膜ろ過設備はオルガノ独自のろ過設備である。
今回の業務は既存膜ろ過設備のシーケンサ更新工事であり、この設備に精通しており、また水道水を供給しながら実施しなければならないため、管理を行っているオルガノプラントサービス(株)と契約することが必要である。

上記理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当するため、オルガノプラントサービス(株)と随意契約を締結したい。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 31 号
- 3 事業名 中野方浄水場除マンガンろ過器ろ材交換工事
- 4 事業場所 恵那市中野方町
- 5 事業概要 除マンガンろ過器（ 1600×h1830 ） ろ材交換 N=1基
- 6 工期 令和元年9月27日 ~ 令和元年12月20日
- 7 請負代金額 2,310,000 円
- 8 契約締結日 令和元年9月27日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙理由書のとおり。

随意契約理由

施工番号 水工第 31 号

業務名 中野方浄水場除マンガンろ過器ろ材交換工事

随意契約理由書

中野方浄水場の除マンガン設備はオルガノ独自のろ過設備である。ろ材の交換には専門的な技術と知識が必要なため、管理を行っているオルガノプラントサービス(株)と契約することが必要である。

上記理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当するため、オルガノプラントサービス(株)と随意契約を締結したい。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 32 号
- 3 事業名 中野方浄水場活性炭ろ過器ろ材交換工事
- 4 事業場所 恵那市中野方町
- 5 事業概要 活性炭ろ過器ろ材交換 N=1式
- 6 工期 令和元年9月27日 ~ 令和 2年1月30日
- 7 請負代金額 4,290,000 円
- 8 契約締結日 令和元年9月27日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙理由書のとおり。

随意契約理由

施工番号 水工第 32 号

業務名 中野方浄水場活性炭ろ過器ろ材交換工事

随意契約理由書

中野方浄水場の活性炭設備はオルガノ独自のろ過設備である。
ろ材の交換には専門的な技術と知識が必要なため、管理を行っているオルガノ
プラントサービス(株)と契約することが必要である。

上記理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又
は目的が競争入札に適さない場合」に該当するため、オルガノプラントサービ
ス(株)と随意契約を締結したい。